

岩手県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設の許可の全部の効力を次のとおり停止した。

令和5年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護保険事業所番号	開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	停止の内容	停止の期間
0352280036	社団医療法人法友会	介護老人保健施設 白鷺	紫波郡紫波町犬渕 字南谷地108番地3	現在及び新規の入 所者の受入れを停 止すること。	令和5年6月 1日から令和 6年5月31日 まで